

令和8年5月21日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 不適正な事務処理等事案に係る処分

(1) 産業技術短期大学校庄内校における体罰事案

<当事者>

産業労働部出先機関 主査級職員 (50歳代・男) 減給1/10 1月

<業務管理者>

産業労働部出先機関 補佐級職員 (60歳代・男) 厳重注意

産業労働部出先機関 補佐級職員 (50歳代・男) 厳重注意

<業務総括者>

産業労働部出先機関 補佐級職員 (50歳代・男) 厳重注意

<管理監督者>

産業労働部出先機関 次長級職員 (60歳代・男) 文書訓告

【事案の概要】

令和8年3月、産業技術短期大学校庄内校の職員(当事者)が学生1名に対して、以下の2件の体罰を行った事実が確認された。

① 職員が学生の提出課題の内容をパソコン画面上で一緒に確認するため、椅子を並べて座っていた際、被害者の集中していない態度や指示に従わない態度から、職員の左膝を外側に広げる形で、学生の右太腿から横腹辺りにぶつけた行為。

② 提出課題の修正について職員と学生で意見の相違があったため、押し問答になり、職員の肘を学生の胸の辺りに押し当て、学生を壁際まで押し付けた行為。

2 交通事案に係る処分

(1) 人身事故事案

<当事者>

置賜総合支庁 補佐級職員 (50歳代・男) 文書訓告

【事案の概要】

令和7年5月、公務のため公用車を運転中、山形市内の交差点において、信号機が赤信号を表示しているのに気付かないまま進入したため、左方向から進行してきた相手方車両と衝突し、相手方に軽傷を負わせ、罰金の司法処分を受けた。

3 処分日

令和8年5月21日（木）

問い合わせ先

人事課 課長補佐（人事担当）	野川	TEL 023-630-3027
広報監：総務部次長	早坂	